

相模原市総合都市交通計画策定業務委託仕様書

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に基づく地域公共交通計画として定めるべき事項に関する検討を行うものです。

なお、現在の「相模原市総合都市交通計画」は交通マスタープランとして策定していますが、交通マスタープランとして計画書に記載すべき内容については、本業務の主たる検討事項とはせず、地域公共交通計画（本業務の検討成果）を「相模原市総合都市交通計画」に反映する際に、計画全体に齟齬が生じないよう、必要に応じて、交通マスタープラン部分の時点修正等を行うことを想定しています。

1 主な業務内容

- (1) 計画準備
- (2) 計画の枠組みの検討
- (3) 現状診断
- (4) 地域交通の機能の整理
- (5) 施策の設定
- (6) KPI・目標値の設定
- (7) 計画の取りまとめ
- (8) パブリックコメント支援
- (9) 成果報告書の作成
- (10) 協議会等運営支援

2 作業項目

- (1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務計画書及び工程管理計画を立案する。

- (2) 計画の枠組みの検討

相模原市総合都市交通計画（以下「交通計画」という。）の作成を効率的に進めることを目指し、地域交通の機能や課題を整理するとともに、地域の将来見通しを把握し、交通計画の骨格や検討すべき要素を整理し、計画の骨子案として取りまとめる。

- (3) 現状診断

都市構造や地域交通の現状分析や環境変化の状況を整理するとともに将来の見通しを可視化し、地域交通の課題を把握するための現状診断を実施する。実施に当たっては、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画等の政策方針を踏まえつつ、人口情報や地域特性、交通ネットワーク情報などのデータを活用した分析を行うとともに、「交通空白」（時間帯空白も含む）となる地域を判断する基準を検討する。

（4）地域交通の機能の整理

前項の現状診断の結果を踏まえて、まちづくりの将来見通しを見据えつつ、地域交通が担うべき機能を取りまとめるとともに、公共交通軸や拠点が明示された地域交通ネットワーク（交通体系図等）を作成する。

（5）施策の設定

現状診断から洗い出された地域交通の課題を類型化し、それに対応する対策類型を整理する。なお、整理に当たっては、長期、中期、短期の時系列を考慮しつつ、利用者や事業者、担い手等の施策に関わる関係者の目線で課題の要素を検討・整理するとともに、対応する施策を設定する。

（6）KPI・目標値の設定

前項で定める施策の進捗・効果を説明するため算定すべきKPI（毎年度捕捉することが可能なものとする）及び目標値を設定する。

（7）計画の取りまとめ

検討の成果を取りまとめ、交通計画案を作成する。なお、交通計画案の作成にあたっては、現行計画の交通マスタープラン部分と、地域公共交通計画部分（本業務における検討の成果）に齟齬が生じないよう、必要に応じて、交通マスタープラン部分の時点修正等を行い、計画全体の再構築を行うこと。

（8）パブリックコメント支援

発注者が実施する庁内照会及びパブリックコメントに際し、資料の作成（計画案本編60部、計画案概要版300部を想定）、収集した意見の整理支援、取りまとめた意見への対応方針の提案等を行う。

（9）成果報告書の作成

報告書の作成は、計画書に記載されなかった検討過程等についても記載するものとし、計画書記載内容について、検討経緯も含めて明確にし、作成するものとする。

（10）協議会等運営支援

計画作成に必要な会議等において、会議資料の作成、出席・説明、議事録作成等事務局の運営を支援する。

ア 法定協議会（年3回の開催を予定）

イ 関係者間協議（庁内会議を含む）

※ 法定協議会の開催にあたり、協議会会長・副会長との事前調整を個別に実施する場合

があり、当該調整にも出席を求める場合がある。

3 打合せ

打合せは、10回程度（年5回程度）を想定する。

4 成果品

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 業務報告書及び概要版（各年度） | 2部 |
| (2) 業務報告書及び概要版の電子データ | 一式 |
| (3) 交通計画本編及び概要版 | 100部 |
| (4) 交通計画本編及び概要版の電子データ | 一式 |
| (5) 業務に関連して作成した電子データ | 一式 |